

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年4月4日	株式会社山正(法人番号 2122001031423)代表者 美坂 信孝	大阪府四條畷市下田 原572-1	本社	大阪府大東市明美の 里町4番8号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年7月10日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和7年4月8日	株式会社マルショウロジスティクス(法人番号 8130001045222)代表者 家原 豊	京都府京都市伏見区 横大路天王前16-3	本社	京都府京都市伏見区 横大路天王前16-3	輸送施設の使用停止 処分(30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和6年6月27日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)(9)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年4月9日	豊嶋運送株式会社(法人番号2140001079514)代表者 豊嶋 隆	兵庫県川西市久代3-131-3	本社	兵庫県川西市久代3-131-3	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年7月2日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	1	1
令和7年4月18日	宇陽運輸株式会社(法人番号9140001014836)代表者 宇陽 宮橋	兵庫県神戸市北区道場町塩田字西垣内2745-2	本社	兵庫県三田市対中町12-2	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年7月30日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	4	4
令和7年4月22日	アート引越センター株式会社(法人番号8122001015081)代表者 寺田 政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	堺支店	大阪府堺市北区長曽根町1206-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0